国民健康保険制度等の改善強化に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的で持続可能な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。
 - また、少子高齢化等の社会環境を踏まえ、今後の医療保険制度の将来像について、国民への丁寧な説明を行うこと。
- (2)被用者保険の適用拡大は、人口減少等に伴い被保険者が減少している国民健康保険において一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱が進み、国保の抱える構造的な課題を深刻化させるおそれがあることから、その検討に当たっては、将来を見据えた国保制度や支援等についても併せて十分に検討すること。
- (3)制度の見直しに当たっては、速やかに情報提供を行うとともに、保険者と十分に協議し、その意見を反映すること。
 - その際、保険者の財政運営に支障が生じないよう十分な財政措置を講じるなど、国の責任において万全の対策を講じること。
- (4) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、 断固行わないこと。

2. 国民健康保険財政等について

- (1)国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。
- (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、 国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。

また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (3)「保険料水準統一加速化プラン」による都道府県内の保険料(税)水準の 統一により生じる急激な保険料(税)率の上昇を抑制するため、財政支援 による激変緩和措置を講じること。
- (4) こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に 留まらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同 保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。
- (5) こどもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度については、国に おいて必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、 制度を拡充すること。
- (6) 普通調整交付金が担う財政調整機能は極めて重要であることから、その 機能を損なう見直しは行わないこと。

3. 医療DXの推進等について

(1) 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、 都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟 に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すと ともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならな いようにすること。

- (2)令和6年12月の被保険者証の廃止に当たり、被保険者や医療機関等に混乱が生じることのないよう周知・広報を行うこと。
- (3) オンライン資格確認等システム運営負担金に対して、財政支援を講じること。
- (4) 国保総合システムの改修に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。
- (5) 市町村事務処理標準システムについては、保険者の活用実態を踏まえた 機能改善を図ること。

また、制度の改正や標準化等により発生するシステム改修費用については、保険財政に支障が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

4. 医療費適正化等について

(1)保険者努力支援制度について、必要な予算を確実に確保するとともに、 各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏ま え、努力したすべての保険者が評価されるようにするなど適切な評価指標 とすること。

特に、令和7年度保険者努力支援制度では、こども医療の適正化に係る 取組評価指標の導入を予定されているが、各自治体のこども医療費助成制 度は保険者として実施しているものではないことから、助成制度の手法を 評価する指標については見直しを行うこと。

- (2) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るなど目標値 の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な措置を講じること。
- (3) 医療保険財政への影響を考慮し、適正な薬価の設定等の対策を講じること。

5. 特定健康診査・特定保健指導等について

- (1)特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る国庫負担について、国は 実態に即した単価となるよう見直しを図ること。
- (2)特定健康診査・特定保健指導の検査項目については、歯周疾患検診を対象とする等、その充実に向けた見直しを行うほか、人間ドック受診分を特定健診受診と見なす場合、特定健診項目の充足をもって補助対象に含められるようにすること。

6. 国民健康保険におけるその他制度について

(1) 高額医療費負担金について、保険料(税)の引上げに繋がる制度見直しは行わないこと。

また、医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が今後も見込まれるため、特別な支援制度の創設を検討すること。

- (2) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料(税)率等の算定に必要な確 定係数については、支障なく予算編成を行えるよう、提示時期を早めるこ と。
- (3) 在留外国人に対する被保険者としての適正な資格管理を図るため、実効ある措置を講じること。

また、海外療養費や、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等、国外において発生した事由に基づく保険給付の適正化のため、法整備を含めた対応等を講じること。

- (4) 所得税の更正に起因する保険料(税)の還付加算金の起算日について、 個人住民税と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (5) 身元引受人のいるウクライナ避難民について、保険料(税)及び一部負担金の減免に要する費用に対し、財政措置を講じること。

7. 出産費用の保険適用について

出産費用の保険適用については、出産に関する支援策等について様々な課題があることを踏まえ、丁寧な検討を行うこと。

8. 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、 国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の 財政運営に影響が生じないよう、システム改修等必要な費用に対し、財政措 置を講じること。

9. 後期高齢者医療制度について

- (1)制度の円滑な運営や保険料上昇の抑制のため、国による負担割合の充実等を図ること。
- (2)後期高齢者医療広域連合電算処理システムの更改や、制度改正に伴う改 修の費用については、都市自治体に追加的な負担が生じないよう、必要な 財政措置を講じること。
- (3) 所得税の更正に起因する保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。